

令和 5 年 3 月 14 日
(一社) 日本電設工業協会 事務局

支部、電業協会
各位

令和 5 年 3 月 14 日、国土交通省不動産・建設経済局建設業課 よりメールにて下記の情報が
ありましたのでお知らせいたします。

記

【お知らせ】建設業法令遵守に関する説明動画について

(周知依頼文より抜粋)

建設業者団体 各位

大変お世話になっております。

平素より国土交通行政へご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

毎年、建設業の取引適正化のため「建設業取引適正化推進期間」を実施し、各地で法令遵守に
関する講習会を開催しております。

そのような講習会での活用、またコロナの関係で講習会に参加できなかった方へのフォローな
どで活用するため、この度、法令遵守の説明動画を作成致しました。

国交省 HP 及び国土交通省 YouTube チャンネル「MLIT channel」に掲載しましたのでお知らせ
いたします。

○タイトル

みんなで守る！建設業の適正取引 ～建設企業のための適正取引ハンドブック（第 3 版）～

国交省 HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

YouTube：<https://youtu.be/rsq2aKnMBFE>

つきましては、貴団体におかれましても建設業法令遵守に関する講習会・研修会でご活用いた
だくとともに、傘

下建設企業への周知方、よろしくお願いいたします。

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
建設業適正取引推進指導室 許可係



- 建設工事の適正な施工を確保し、建設業界全体の健全な発達の促進や、担い手の確保・育成のためには、工事に携わる建設業者が適正な請負契約を締結するなど、適正な取引を徹底しなければなりません。元請負人と下請負人が、法律などのルールを理解したうえで遵守し、適正な取引を心がける必要があります。
- 今般、建設業取引を適正に行うために注意しなければならない点などについて説明した動画を作成し、国土交通省のYouTubeチャンネル「MLIT channel」に掲載することとしました。

みんなで守る！建設業の適正取引～建設企業のための適正取引ハンドブック（第3版）～

MLIT channel : <https://youtu.be/rsq2aKnMBFE>



この動画は、建設業法違反となる行為や、目指すべき取引のあり方などをまとめた「建設企業のための適正取引ハンドブック」を基に、建設工事の請負契約における適正な取引について説明します。

また、より理解を深めるため、「建設業法令遵守ガイドライン」も併せてご覧ください。

(参考資料)

○建設企業のための適正取引ハンドブック（第3版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001585799.pdf>

○建設業法令遵守ガイドライン（第8版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493865.pdf>



建設業法令遵守に関する説明をいつでも閲覧できますので、法令遵守の講習会や社内研修などでお役立てください！